

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第一章 賃金

第二節 賃金の産業別・規模別格差

一九五一年の産業別賃金格差を前年に比べると、機械製造業(四%)、化学工業(三・八%)、木材及木製品製造業(五・五%)等が下落している点がめだつ(第八二表参照)。しかし特需等によって好況を呈している産業と、特需にはめぐまれない産業との賃金格差が、依然として固定化されていることが一般的には看取できるのである。いちじるしく低い指数を示しているのは衣服及身廻品製造業(五〇・七)、家具及び建具製造業(六六・九)、紡織業(五六・七)等であるが、前二者は家内工業を多く含んでおり、又後者は年令の低い女子労働者が労働構戒の大部分を占めているからであろう。逆に高い指数を示しているのは第一次金属製造業(一四五・三)、紙及び類似品製造業(一三八・三)であり、これらの産業が特に好況にめぐまれたことを反映しているのである。

次に平均現金給与の規模別格差は、第八三表と第八四表にみられるように鉱業においても製造業においても五〇〇人以上の大企業と、九九人以下の中小企業とではかなりのひらきをみせているが九九人以下の企業の平均現金給与を一〇〇とすると、五〇〇人以上の大企業の五一年六月以降の平均は鉱業一四九、製造業一六四となっている。鉱業よりも製造業の方が格差のひらいている点がめだつが、両方とも特にそのひらきがいちじるしくなっている時期は八月、一二月等一時金の支給が増加しているときである。一時金の支給については一般に大企業の方が有利であるといえよう。

「失業保険保険料申請書による賃金統計結果報告書」によって規模別格差をみると、九九人以下の規模の企業は、その殆どが平均よりも非常に下まわっている。極めて当然とはいえ、わが国の低賃金層が主として中小規模の企業であることを如実に示すものである。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始